

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対前年比増減(P)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分		
都の機関	9	31,210	260	12	373	0	905.0	18.0	2.90	▲ 0.03
	(9)	(31,576)	(261)	(14)	(388)	(0)	(924.0)	(11.0)	(2.93)	(0.14)
区の機関	26	63,289	493	13	822	0	1,821.0	28.0	2.88	0.02
	(26)	(65,056)	(499)	(10)	(852)	(0)	(1,860.0)	(27.0)	(2.86)	(0.06)
市町村の機関	54	25,944	149	5	293	0	596.0	21.0	2.30	▲ 0.02
	(55)	(26,597)	(150)	(5)	(311)	(0)	(616.0)	(25.0)	(2.32)	(0.13)
計	89	120,443	902	30	1,488	0	3,322.0	67.0	2.76	0.00
	(90)	(123,229)	(910)	(29)	(1,551)	(0)	(3,400.0)	(63.0)	(2.76)	(0.09)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、C欄には1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 () 内は平成18年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害部位別在職状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規雇用分
都の機関	905.0	260	368	12	900	18	0	0	0	0	0	5	0	5.0	0.0
	(924.0)	(261)	(383)	(14)	(919)	(11)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(0.0)
区の機関	1,821.0	493	813	13	1,812	28	0	1	0	1	0	8	0	8.0	0.0
	(1,860.0)	(499)	(846)	(10)	(1,854)	(27)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6.0)	(0.0)
市町村の機関	596.0	149	287	5	590	21	0	4	0	4	0	2	0	2.0	0.0
	(616.0)	(150)	(305)	(5)	(610)	(25)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)
計	3,322.0	902	1,468	30	3,302	67	0	5	0	5	0	15	0	15.0	0.0
	(3,400.0)	(910)	(1,534)	(29)	(3,383)	(63)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(13)	(0)	(13.0)	(0.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②D、③D、④Cの計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 ④B欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

4 ②③のA.B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のC欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③E欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 () 内は平成18年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害者 である短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C$ $+ D \times 0.5$	F. うち新規雇 用分		
教育委員会	1	40,878	216	17	260	0	709.0	13.0	1.73	0
	(1)	(41,333)	(219)	(16)	(259)	(0)	(713.0)	(5.0)	1.73	▲0.01

注 3 (1) ①の表と同じ

② 障害部位別在職状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体 障害者	B. 重度以外 の身体障害 者	C. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B +$ C	E. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度以外 の知的障害 者	C. 重度知的 障害者であ る短時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B +$ C	E. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障害 者である短 時間労働者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規 雇用分
教育委員会	709.0	216	260	17	709	13	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	(713.0)	(219)	(259)	(16)	(713)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注 1 (1) ②の表と同じ